

非常勤講師の通勤手当の追給について

1. 対象者

令和2年度から令和6年度までの間に非常勤講師としての在職歴があり、当該期間において通勤手当の支給要件を満たしていた者のうち、希望する者に対して、短時間勤務職員就業規則第50条に規定する通勤手当を支給。

2. 通知方法

本学が実施した学内調査に基づき、各部局等を通じて対象者各人に個別に案内。その際、各人に対して年度毎の出勤回数を提示し、疑義がある場合は再調査を実施した。

3. 追給額の算定

職員本人からの届出書類及び対象期間における勤務実績に基づき支給要件の確認を行い、手当額を算定。

(1) 人数・金額

通知人数	届出受付人数	支給額
470 名	308 名	11,948,320 円

※人数は、複数の部局で契約期間がある者がいるため、いずれも延べ人数。

(2) 支払財源

全学負担

4. 支給時期

令和7年11月17日（月）予定